○総務省告示第四百四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条第二項ただし書の規定に基づき、昭和六十年自治省告示第八十七号（光学文字読取装置による事務処理を行う市町村に係る個人の道府県民税及び市町村民税の納入申告書の様式を定める件）の全部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

（用紙縦一一四・三ミリメートル横一一四・三ミリメートル）

市町村民税
道府県民税　**納入申告書**

（受付印）

市町村長殿

平成　年　月　日提出

平成　年　月分　人員　人

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退職手当等支払金額										
特別徴収税額 市町村民税										
特別徴収税額 道府県民税										

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

特別徴収義務者		
	住所（居所）又は所在地	〒
	氏名又は名称	㊞
	法人番号又は個人番号	

○総務省告示第四百五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の七第一項ただし書及び同条第二項の規定に基づき、平成十一年自治省告示第九十九号（郵便貯金銀行及び郵便保険会社が特別徴収義務者である場合における振替窓口端末機による事務処理に係る道府県民税利子割の納入申告書等の様式を定める件）の全部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

（第一片）

道府県民税利子割納入申告書

知事殿

口座番号　億 千 百 十 万 千 百 十 円

加入者名　平成□年□月分　平成□年□月□日提出

特別徴収義務者番号　法人番号

		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
支払金額	01	
特別徴収税額	02	
（延滞金）	03	
納入金額合計	04	

処理事項

上記のとおり利子割の納入について申告します。

（都道府県保管）

特別徴収義務者・取扱営業所等　県・営　所在地及び名称　㊞　（電話）

課税事務所

（取りまとめ店）

受付印

道府県民税利子割特別徴収税額計算書

種類
- 01 特定公社債以外の公社債の利子
- 02 銀行預金利子
- 07 郵便貯金利子
- 09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
- 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

区分		支払額	税額
課税	11		
非課税 非居住者	12		
非課税 その他	13		
計	14		
摘要			